

ロゴマーク使用ガイドライン

本ガイドラインは、「ジョーのある町尼崎 情たっぷりの城下町」及び「尼ジョー CASTLE TOWN AMAGASAKI」のロゴマークを使用する際の注意事項などについて、必要な事項を定めるものである。

1. 目的

「ジョーのある町尼崎 情たっぷりの城下町」及び「尼ジョー CASTLE TOWN AMAGASAKI」のブランド化・認知度向上のため、ロゴマークの店頭、広告等への掲示等により、消費者及び事業者からの識別性を向上させ、取組を推進させるとともに、情報発信を行うことを目的として定めたロゴマークの適正使用のため、このガイドラインを定める。

2. 使用の基準

- (1) このロゴマークは、無断で使用することはできない。
- (2) このロゴマークの使用については、あまがさき観光局の承認を得なければならない。
- (3) このロゴマークの使用を承認された者（通常使用権者。以下、「使用者」という。）は、他人に、ロゴマークの使用権を再許諾又は譲渡等することはできない。
- (4) 使用者の情報及び使用者がロゴマークを活用して実施する取組の内容については、あまがさき観光局にてホームページへの掲載を含む情報発信等に活用できるものとする。
- (5) 次の各項のいずれかに該当する場合は、いかなる場合もロゴマークを使用することはできない。
 - ・ 公序良俗に反するものに使用すること
 - ・ 法令及び規則などに違反するものに使用すること
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業又はその広告等に利用される場合
 - ・ 本ガイドラインに反して使用すること

- (6) このロゴマークと誤認される類似のマークは、使用してはならない。
- (7) ロゴマークを使用した表現・表示については使用者の責任で、関係法令等を遵守のうえ、十分に留意すること。使用に関するクレーム等には、あまがさき観光局は一切責任を負わない事とする。

3. デザイン

ロゴマークの使用者は、以下の事項を遵守しなければならないこととする。

なお、使用者が以下の事項を遵守しない場合には、ロゴマークの使用を取り消すこととし、使用者は制作物や商品などを回収することとする。

- (1) 申請内容に沿って実施すること。
- (2) ロゴマーク、尼崎城、あまがさき観光局のイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) ロゴマークについては、基本的には縦横比を変更せず使用すること。ただし、縦横比を維持したままの拡大・縮小を妨げるものではない。

4. 使用申請方法

- (1) ロゴマークの使用を希望する者は、「ロゴマーク使用申請書（様式1号）」によりあまがさき観光局あてに、申請するものとする。
- (2) あまがさき観光局は、内容を審査の上、本ガイドラインに適合すると認められた申請について、「ロゴマーク使用承認通知書（様式2号）」をもって通知する。
- (3) あまがさき観光局は、ロゴマークの使用申請及び使用にあたって必要に応じて条件を付すことができる。また、ロゴマーク使用の承認を受けた者が、本ガイドラインに違反した場合には、是正のための措置及び承認の取り消しを遡及も含めて行うことができる。

5. 使用申請の除外

国、地方公共団体等が、ロゴマーク使用の目的に沿った使用及び普及活動を行う場合、又は報道関係機関が報道目的に使用する場合には、使用申請及び承認の手続を省略することができる。

6. 使用料

ロゴマークの使用料は、無料とする。

7. 遵守事項

- (1) 使用者は、関係法規を遵守するとともに、本ガイドラインの規定を遵守するとともにロゴマークの機能と品位を損なうことのないよう努めるものとする。
- (2) ロゴマークの使用にあたって要する費用の一切は、第三者との係争、審判、訴訟等について要した費用を含め、使用者が負担するものとする。
- (3) 使用者は、ロゴマーク使用に起因して第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負う。あまがさき観光局は関知しない。
- (4) 使用者は、あまがさき観光局から要請がある場合は、ロゴマークの使用実態の報告等を行わなければならない。

8. 使用期間

使用期間は設けない。

9. その他

いかなる場合にあってもあまがさき観光局は、使用者がこのガイドラインに違反した場合やその他不相当と認める場合には、ロゴマークの使用承認を取り消すことができ、これに起因する損失補償について一切の責任を負わない。

10. 施行年月日

本ガイドラインは令和元年6月1日から施行する。